パブリックコメントの実施結果について（全文）

参考資料２

対象案件	特別天然記念物野幌原始林保存活用計画について
意見募集期間	令和 6 年 7 月 1 日（月）から令和 6 年 7 月 31 日（水）まで
周知方法	市広報 7 月号に掲載、市公式 LINE にて登録者へ配信、 市 HP へ掲載、エコミュージアムセンターHP に掲載
期間中 HP 閲覧数	220
意見提出件数	意見提出件数　　3 件 ※意見③については、市外からの提出であったため、市民参加条例に基づくパブリックコメントには該当せず、上記件数には含まれないが、一般の意見として受理し、パブリックコメントの意見と同様に計画の参考とした。

提出のあった意見の概要	市の考え方 （案を修正したときは修正内容）
【意見①】 野幌原始林については、今年に入り北広島の自然を考える会が講演会を行ったことや市のワークショップが行われたことなどが新聞で紹介されました。野幌原始林が道内に六つある国の天然記念物の一つということも知りませんでした。私は子供のころ遠足などで原始林に行きましたが、最近はどうなっているのかわかりません。広島で育った人でなければ野幌原始林のことはわからないのではないでしょうか。野幌の原始林が広島とどういう関係があるか知らない人が多いのではないでしょうか。貴重な自然である野幌原始林をもっと知ってもらうことが必要だと思います。ただ、あまり知られると人が来て困るということであればあまり知られないほうがいいのかもしれませんが。私は、自分も含めてもっと野幌原始林のことを知ってもらうことが必要と思います。 では、そのために自分には何ができるかですが、今年、きたひろ観光サポーターに登録させていただきました。今年民間企業を退職しましたが、会社では広報で全道の自然保護団体の皆さんと交流しその活動を動画などで紹介しておりました。 野幌原始林は許可なしでは入れないためワークショップなどに参加させていただき取材できればと思っております。(撮影も許可が必要かもしれません)可能であればそのような形で野幌原始林を紹介せていただきたいと思っております。よろしくお願いします。	この度は、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。 野幌原始林の周知面につきましては、本計画内でも課題の一つとなっております。皆様に知っていただく取り組みとして、市の施設であるエコミュージアムセンターでの企画展や、周辺エリアを活用したイベント等を実施してまいりたいと考えております。 また、ご自身の関わり方につきましてもご提案いただきましてありがとうございます。今後の取り組みの参考とさせていただきます。 野幌原始林の保存と活用につきましては、多くの市民の皆様の協力をいただきながら、事業を進めてまいります。

【意見②】 （1）北広島レクリエーションの森（以下、レク森と記す）をアーバンスポーツの場にしないこと レク森はホタルやコウモリ、エゾモモンガ、キタキツネ、エゾタヌキなどの生息地として知られ、希少種のクマゲラ、オオタカ、ハイタカなどの生息も確認されており、林道脇には絶滅危惧種のラン科植物も確認されています。国指定の特別天然記念物野幌原始林にも接しており、特別天然記念物林の緩衝帯としての役目も担っています。また、多くの市民が日常的に健康づくりや自然観察の場として森を散策し、学校などの団体も自然学習の場として利用しています。 ところが、令和3年12月の第4回定例会で、ある市議からレク森を活用した新たなスポーツの展開について質問があり、千葉教育部長（当時）からマウンテンバイクやトレイルランニングの導入などについて前向きな答弁がありました。 レクの森は林野庁の区分によると「森林スポーツ林」として位置づけられているので、個人でサイクリングやランニングなどを楽しむことは可能と思いますが、多くの市民が健康づくりや自然散策の場として利用しているため、ここでこれらの競技を行うことは不適切と考えます。森を散策する市民と競技者との接触事故が起きてからでは遅すぎます。さらに特別天然記念物林に隣接しているので、自然保護の上からもなおさらのことです。以上の観点から、レク森をアーバンスポーツの場にしないことを強く求めます。 （2）市内外、道外の方にも胸を張って提供できるレク森にしてください ①研修棟とトイレの改修・整備 研修棟の老朽化が進み、隣接するトイレも数が少なく利用者は不便を感じています。特にトイレは男女トイレが隣接し、女性は利用しづらいようです。気兼ねなく利用できるよう改善を求めます。 ②中心広場の休憩東屋およびトイレの改修・整備 中心広場の東屋で市民が休憩している様子を見たことがありません。また、トイレはあるものの老朽化していて使用に耐えられません。汚く朽ちるに任せています。早急に改修してください。 ③フィールドアスレチックの改修 昨年、エスコンを訪れた本州の家族連れがレク森のフィールドアスレチックで遊ぼうと訪ねていましたが、使えない状態を見てがっかりしていました。朽ちるに任せるのではなく、早急につくり直し、子供達が利用できるようにしてください。 ④遊歩道の整備と展望台周辺の森の整備 今春、展望台からレスト3→休憩広場→中心広場へとつながる遊歩道が再開通しましたが、デコボコで足元が危うく常に下を見て歩く状態でした。転倒、怪我にもつながるので改修してください。また展望台は回りの木に埋もれている状態で用をなしていません。安易に木を切るのは反対ですが、枝払いなどして展望台から森全体を見渡せるようにしてください。	この度は、様々な貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。 （1）北広島レクリエーションの森（以下：レクの森）について、「アーバンスポーツの場にしない」というご意見につきまして、昭和 56 年に林野庁から貸与を受けておりますレクの森は、保安林として指定された区域が多くを占め、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されております。従いまして、今後も上記の内容に基づいて、自然環境に配慮しつつ、幅広い世代の方が集い、楽しんでいただける施設としてレクの森の活用を図っていきたいと考えています。 また、野幌原始林保存活用計画中にあります、周辺地域と連動した利用の促進についても、レクの森を活用した取り組みをあげておりますので、森林とふれあえる場として活用を図っていきたいと考えております。 （2）ほかにも「市内外、道外の方にも胸を張って提供できるレク森にしてください」というご意見に関しまして、現状を把握し状況・情報をいただきましたこと、ありがとうございます。 このことは、所管をしております部署とも連携・情報共有させていただきながら、野幌原始林の保存・活用に努めていきたいと思います。

【意見③】

北広島市の意見募集に「＊市外にお住まいの方は、北広島市との関係を記入してください。（通勤・通学等）」と記されています。この記述内容は、以下の理由から不適切と考えます。

文化財の管理団体である北広島市には、国有地（一部民有地）における国指定天然記念物、すなわち国民の貴重な財産に関して、北広島市民だけではなく道民・国民の知恵や意見を広く聞き、それらを集約した上で守るという基本姿勢が必要です。もちろん、地元、北広島市が市民の誇りとして国民の財産を守ろうとする姿勢と施策は極めて重要です。しかし、このパブリックコメントにおける注記は、住所を聞くだけで済む不要項目であり、北広島市民に重きを置いた意見募集と受け取られかねません。

今回の保存活用計画案は、全体を通じて、国民の意見を広く聞くという基本姿勢が示されているかが問われます。

1. 保存活用計画案の基本方針とゾーニングは、基本的に了解できます。

保存活用計画案 39 頁以降に示された「4 章 (1)保存・活用の基本方針とゾーニング」について、基本的に了解できます。それは、40 頁の図 4-1 に示された、現在自然林の状態が保たれている場所を「森林保全」ゾーン、自然林を主とする植生で教育機関が保有し森林教育が実践されている「森林保全と教育利用」ゾーン、ならびに現在の植生は自然林ではないが今後再生を図っていく「森林再生と教育利用等」ゾーンの区分です。これらは、それぞれ既指定地の 3 箇所と追加指定地の3箇所、追加指定地の 3 箇所、ならびに追加指定地の中の学校法人北広島龍谷学園（広島幼稚園）所有地「やかましの森」を中心にした区分です。

また、それぞれのゾーンと北広島レクリエーションの森（以下ではレクリエーションの森と記す）を含む周辺地域を含めて科学的なモニタリングを実施し、受動的な手法で自然の再生等を図る基本方針も了解できます。

2. 特別天然記念物の保存活用計画案にある「非自然林」の用語は、一般的ではなく、指定地（既指定地と追加指定地）における計画内容を正確に示しませんので、使用すべきではありません。この用語を使用せず、計画内容の正確かつ具体的な表現を望みます。

保存活用計画案 3 頁（以下では単に頁数で示す）の表 1-2 では、対象となる指定地と周辺地域における植生区分として、自然林、二次林、植林地（人工林）および耕作放棄地が示されています。ところが、第 3 章現状と課題では、自然林部分（28～31 頁）に対して非自然林部分（32～33 頁）が分けられ、後者に二次林、植林地および耕作放棄地が含まれることがp28「（1）保全管理の現状と課題」2～3 行目の記述によって分かりま

この度は、貴重なご意見をありがとうございます。

1. 意見募集の対象につきまして、北広島市では、市民と市がともにまちづくりを進めていくために市民参加条例に市民参加の対象事項や方法を定めて運用しており、その方法の一つにパブリックコメントがあります。

条例では「市民」の定義を、市内に住んでいる方や市内に通勤・通学する方などとしており、パブリックコメントにおいては、意見提出の際に「市民」に該当するかを確認するために、市外の方については、北広島市との関係についてお聞きしています。

パブリックコメントは条例に基づく意見募集方法であり、対象を「市民」としておりますが、国民の財産である特別天然記念物に対してのご意見として拝受し、次のとおり回答いたします。

2.「非自然林」という用語につきまして、ご意見ありがとうございます。本計画では、「非自然林」は特定の状態を指し示すこととしてではなく、「現在自然林ではない状態」を指す用語として使っています。野幌原始林の「本質的な価値」を持つ場所が「自然林」であり、そうではない場所を便宜的にまとめて取り扱う時に「非自然林」としています。p.3 に記載しております「追加指定地には二次林・植林地・耕作放棄地も小面積含まれています」や、p.25 に記載のある「追加指定地には現在も風倒跡地を含む人工林や耕作放棄地も部分的に見られます」が「非自然林」に該当します。

本計画における取組は、本質的な価値を維持すべき場所と、現状で失われていて回復を期待する場所によって大きくことなるため、3 章以降ではこの二つに分けて整理をしています（p.34 冒頭）。後者については、ご指摘のようにさまざまな状態が含まれていますが、本計画ではこれを「人工林・風倒跡地」と「耕作放棄地」に大きく分け、現状・課題・施策とも、それぞれについて述べるようにしています。

ご指摘では、このような構成が分かりにく

す。非自然林という用語は非自然の林という意味（二次林と人工林）にとらえられかねなく、用語が適切でないように感じられます。耕作放棄地も含む用語として「人為植生」（人為が加わってできた植生）のような言いかえが必要です。 他方、38 頁に示された「非自然林における取り組み」では、二次林なのか人工林なのか、具体的にどこで何を実施するのか不明瞭です。また、41 頁に記された「保存管理の施策」の中の「非自然林地の再生（非自然林の課題）」も二次林、植林地および耕作放棄地のいずれにおいてどのような再生を実施するのか、極めて不明瞭です。 先に結論を述べますと、「非自然林」の用語を使用しないことが必要です。そのことによって、二次林、人工林および耕作放棄地それぞれにおける保存活用計画を具体的に正しく示すことができますので、そのような修正を求めます。 ちなみに、植生は、人為的影響の程度に応じて、人為が加わっていない自然植生（自然林、自然草原など）、人為が加わってできた代償植生（二次林、ススキ草原など）、およびその他の植林地・人工林、耕作地、耕作放棄地、荒れ地などに分けられています。他方、森林に関する植生自然度の区分基準は、自然度 9（自然林）、自然度 8（自然林に近い二次林）、自然度 7（二次林）、自然度 6（植林地・人工林）とされており、これらの下位に森林ではない二次草原や雑草群落等が続きます。森林は、二次林と人工林を含んで、10 段階で評価される植生自然度の中で自然度 6～9 を占め、相対的に高く評価されています。それは、森林は人為の影響があるとしても野生生物が豊富に認められること（種と遺伝子の多様性が高いこと）が背景にあるからです。 なお、植生自然度 10 は、高山植生や湿原植生など人間の影響を受けてこなかった草本～低木群落に当てられ、自然林は植生自然度 9 が割り当てられています。 追加指定地にみられる二次林と人工林は、北海道開拓以降に国有林から払い下げられ薪炭林などに利用されてきた民有林でしたが、今回、北広島市所有地となりました。二次林と人工林は野生植物が多いことから自然林に相対的に早く再生できる可能性が高いと判断されます。それに対して、追加指定地の耕作放棄地は、外来植物が主となり野生植物が少ない植物群落ですので、自然植生への再生には相当長い時間を要すると考えます。これらの内容は、保存活用計画案に多少触れられていますが、「非自然林または非自然林地」に一括したため、上記の異なる内容を明確に区別した計画が記されていません。 そもそも「非自然林」という括り・類型は、植生学では一般的ではなく、保存活用計画を正しく表現しないので、使用しないことが肝心です。案文の最初に記された自然林、二次林、植林地（人工林）および耕作放棄地の植生区分ごとに計画を丁寧に記述することが正しいと考えます。	く、「非自然林という用語は非自然の林という意味に捉えられかねない」とのことですが、上記のような構成についてよりわかりやすくなるように、用語や構成を点検・調整し、「非自然林」という用語に対する誤解が生じないよう、最初に定義を注釈などで示すようにしたいと考えております。 3.既指定地の保全にとって懸念されるトドマツ人工林の風倒の影響につきまして、ご意見ありがとうございます。 周辺地域が指定地の森林環境を保全していくために重要であることは本計画でも指摘しており、施策としても p.47「２ 森林環境の維持」に記載がありますとおり、周辺地域も含めてそれぞれの現状を踏まえつつ、関係者の協力を得て指定地の森林環境に準ずるような森林が維持回復されるように努めることとしております。今後は、指定地および周辺地域の所有者と情報共有し、連携しながら特別天然記念物の保全に努めていきます。 4.野幌原始林の調査結果の公開や今後の体制づくり関しまして、ご意見をいただきありがとうございます。令和 2 年度から 4 年度にかけて実施した野幌原始林の調査につきましては、計画に関わる主要な結果は特別天然記念物野幌原始林調査委員会の中で委員会資料として結果を報告しており、市HPにて閲覧可能となっております。 モニタリング調査の評価につきましては、教育部エコミュージアムセンターが所管しております文化財保護審議会で専門家の方にモニタリング結果の報告をし、評価・審議いただくことを予定しております。 5.北広島レクリエーションの森（以下：レクの森）につきましては、昭和 56 年に林野庁から貸与を受けておりますレクの森は、保安林として指定された区域が多くを占め、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されております。従いまして、今後も上記の内容に基づいて、自然環境に配慮しつつ、幅広い世代の方が集い、楽しんでいただける

以上の論点に、市民感覚からの意見を加えます。 保存活用計画案における「非自然林」は、自然林でないことを述べようとしているのでしょうが、「非自然な場所がある」との印象を与え、市民感覚からも大きな違和感が生じます。追加指定地の中の「耕作放棄地」は、明らかに野生植物が少なく「非自然」と言えるかもしれませんが、人工林および二次林は野生植物が多いので「非自然」の印象を与えてはいけません。いずれにしても、非自然林を自然林に再生しようとする計画が示されていますので、「非自然林」の用語を使用しない、具体的かつ正しい表現へ修正すべきです。 **3. 既指定地の保全にとって懸念されるトドマツ人工林の風倒の影響について、現段階から保全策を準備しておく必要があります。** 4 頁の図 1-1(1)に、既指定地が 3 箇所(59 林班ぬ小班、60 林班は小班および 63 林班は小班)に分断され、周辺地域を含んだ対象区域において残された自然林(原始林)の分布とほぼ一致することが示されています。また同図には、既指定地と新設道道の間に追加指定地(二次林的な林分が多い)が設けられたことが示されています。 既指定地は、今日的価値(25～27 頁)の中で大径木が残された「原生的な森林」であることが示されております。この地域の現状と課題において、28～29 頁には指定地面積が天然紀念物に指定された 1921 年から 4 分の 1 に縮小したことが記され、図 3-1 に 1950 年代と 2020 年代の自然林の分布と指定地範囲の縮小が図示されています。過去に大規模な風倒などの影響が生じた都度、指定解除が続き、トドマツなどの人工林に代えられてきました。 現在、3 箇所に分断された既指定地のうち、2 箇所(59 林班と 60 林班)の斜面下方・北側に追加指定地が設けられました。既指定地の北側に新たな緩衝地が設けられたことは、既指定地の保存上、極めて重要であると肯定できます。なお、追加指定地は、過去の国有林払い下げ地として薪炭林などに利用された二次的な林分を主体としますが、保存活用計画案にありますように、自然林への再生が重要と考えます。41 頁の「2 森林環境の維持(自然林の課題①)〔全域〕」には、「指定地は分断・小面積化しているため、周辺地域も含めてそれぞれの現状を踏まえつつ、関係者の協力を得て指定地の森林環境に準ずるような森林が維持回復されるように努めます」とありますが、レクリエーションの森を含めて、原生的な森林を保全し再生しようとすることは高く評価できます。 4 頁の「図 1-1(1) 対象となる区域と自然林の分布」には、既指定地の自然林が概ね凹形斜面部に残され、それらの斜面上部や側方支尾根上には国有林の二次林と白抜き(人工林)が見られます。周辺地域の「北広島レクレーションの森」から西	施設としてレクの森の活用を図っていきたいと考えております。 貴重なご意見をありがとうございました。

方、山稜部に設けられた林道をたどると 59･60 林班と 63 林班の林班界となる山稜部付近はトドマツなどの人工林に被われています。すなわち、既指定地の斜面上部や側方支尾根上にトドマツなどの人工林が多いことが明らかです。 この現状に基づくと、既指定地の保全に関して以下の悪い事態が想定されます。近年、近隣の国有林野（道立自然公園野幌森林公園）においてトドマツなど人工林の大規模な風倒が生じ、その後、木材として倒木を持ち出し、伐根等を畝状に集積しその間隙の帯状裸地に植樹する作業が続けられています。このような人工林施業が既指定地の斜面上方（周辺地域）で実施されますと、斜面下方の凹形斜面部となる既指定地に対して土砂流出などの影響が生じる可能性が高くなり、裸地を中心に多くの外来植物が侵入すると想定されます。 既指定地を森林保全ゾーンとする計画（40 頁）は、計画として肯定できますが、斜面上方に緩衝地がないことによる上記の懸念を払拭できる、リスクを回避できる、実効性の高い計画を現在から用意する必要があります。 ちなみに、既指定地の斜面上部や側方支尾根に設けられたトドマツ人工林はかなり成熟した伐採期に近い状況、あるいは風倒の可能性が高い状況にあると思われますので、現時点から関係機関との慎重な調整が必要と考えます。 具体的には、もし風倒があったとしても、木材として持ち出さない、通常の森林施業を実施しないなど、凹形斜面部の 3 箇所に分断して残された既指定地の自然林にまったく影響を与えない具体策が必要です。実際には、既指定地の斜面上方には緩衝地がないことを銘記した上で、科学委員会的組織の検討によって、リスク回避を講じる保存活用計画が作成されるべきと考えます。 **4. 野幌原始林調査委員会の調査結果について、希少種情報を除き公開することを望みます。また、今後の保存活用計画を実効ある姿にする体制として、科学委員会的組織によるモニタリング調査と評価を望みます。** 2 頁に、動植物に関する現地調査を実施し、学識経験者からなる特別天然記念物野幌原始林調査委員以下においてその成果の評価ととりまとめをしたと書かれています。この成果のとりまとめについて、希少種情報を除き、パブリックコメント資料より詳細な情報を公開することを望みます。 他方、41 頁以降の「保存管理の施策」の中に、定期的なモニタリングを実施し、懸念が生じた際に専門家の協力を得て生態学的な対策を検討する旨が記されています。その調査主体は、北広島市と思われますが、当初から科学委員会的組織（専門家集団）を用意し、調査方法を含む事前検討と調査後の結果評価を実施する体制を作る必要があると考えます。 他方、指定地は立入が制限されますが、同質な森林が周辺地域や追加指定地にあることが記されています。そのため、周	

辺地域のレクリエーションの森や、追加指定地の教育の場「やかましの森」など、過去から利用・活用されてきた範囲において、それらの自然を解説する看板・冊子・図鑑など、自然教育の材料を用意する必要があると考えます。 　さらに、とくに追加指定地における自然林への再生事業では、道民・国民に呼びかけた市民参加も考えられ、それに関連した資料公開も望まれます。 　以上のように、保存活用計画では、道民・国民と情報を共有しながら、実効ある保存活用の施策に結びつける体制が必要と考えます。今回の案には、以上の観点も不足と考えます。 **5.　北広島レクリエーションの森について** 　林野庁により「レクリエーションの森」に選定されている北広島レクリエーションの森は、コウモリ・エゾモモンガ・キタキツネ・エゾタヌキなどの動物のほか、クマゲラ・オオタカ・ハイタカなどが生息しており、絶滅危惧種のラン科植物も確認されています。市民が自然観察の場としてまた健康づくりの散策に利用しています。また、この森は特別天然記念物野幌原始林に隣接しており、野幌原始林の緩衝帯としての役割も重要です。 　しかし、2、3 年前の北広島市議会でレクリエーションの森を利用したトレイルラニングやマウンテンバイクなどの導入について議論があったとのことで、憂慮しています。 　レクリエーションの森は特別天然記念物野幌原始林の緩衝帯としての役目も担っていますので、保存活用計画（案）ではレクリエーションの森を含めて、原生的な森林を保全し再生することを明記していただきたい。	